

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年1月4日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼	
	☐ 知事	☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	広島県	執行機関名 東広島市長	
3. 市区町村名	東広島市		
4. 届出番号	3		
5. 独自利用事務の事例番号	57-1		
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親	ひとり親等の医療費助成に関する事務	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成31年2月28日		
8. 保護評価の実施の有無	1. 有		▼
9. 評価書番号	25		
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費支給事務 基礎項目評価書		
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%9D%B1%E5%BA%83%E5%B3%B6%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=21&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2		
12. 委任関係		▼	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年東広島市条例第34号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第1 3の項 東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年東広島市条例第34号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和二二年法律第七一号)第1条	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年条例第34号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の(福祉の増進を図ること)を目的とする。	第1条 この条例は、(ひとり親家庭)の父又は母、児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、その(保健の向上と生活の安定を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和54年条例第34号) 東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年規則第27号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 へ	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項 東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ2	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項 東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ3	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項 東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項 東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ5	東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項 東広島市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--